

様式第6の2（第5条第1項関係）

年 月 日

（宛先）
富山市保健所長

届出者 氏 名 富山 太郎
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
富山市〇〇町〇番〇号
電話番号 〇76-〇〇〇-〇〇〇〇

犬猫等販売業開始届出書

犬猫等販売業を開始するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	〇〇ペットショップ
2	事業所の所在地	富山市〇〇町〇番〇号
3	登録年月日	平成〇〇年 △△月 □□日
4	登録番号	富山市販第〇〇〇号
5	犬猫等の繁殖を行うかどうか	<input checked="" type="checkbox"/> 繁殖を行う <input type="checkbox"/> 繁殖を行わない
6	犬猫等健康安全計画	(1) 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備
		(2) 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い
		(3) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法
		<p>①事業者における幼齢の犬猫の管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼齢の犬猫等の管理について担当する職員がおり、その健康状態について毎日〇回確認を行う。 ・健康状態を記録するための個体ごとの台帳（データベース）を用意し、管理担当で共有する。 <p>②獣医師等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇動物病院を、かかりつけの獣医師としている。 <p>①譲渡先・飼養施設等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用の飼養スペースを設けている。 ・従業員及びその関係者等の譲渡先を確保している。 <p>②需給調整等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売れ残った犬猫が出た場合には、仕入れ数（繁殖数）を調整する。 <p>①飼養・保管方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生後45日（45日以上までは任意）までの間は親兄弟等と飼養し、離乳等を終えた動物を販売に供する。 ・獣医師が判断する適切な時期にワクチン接種を行う。 <p>②繁殖方法（繁殖を行う場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖に供する期間は〇歳までとし、年間複数回繁殖に供する場合には、獣医師の判断を仰ぐ。 ・遺伝性疾患等の問題を生じさせる可能性の高い組み合わせによる繁殖は行わない。 <p>③展示方法（展示を行う場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜8時～朝8時まで（これより長い時間設定は任意）の展示は行わない。 ・毎日健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。
7	営業開始予定年月日	平成〇〇年 □□月 △△日
8	備考	

備 考

- 1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 2 この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。